慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	日本の対袁外交 (辛亥革命期) (二･完)
Sub Title	Japan's policy toward Yuan Shih-kai during the revolution of 1911 (2)
Author	池井, 優(Ikei, Masaru)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1962
Jtitle	法學研究 : 法律･ 政治･ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.35, No.5 (1962. 5) ,p.49- 83
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19620515-0049

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本の対袁外交（辛亥革命期）（二・完）

池井　優

序　論
第一章　背　景
第一節　当時の国際情勢
第二節　日本の国内政治情勢
第二章　辛亥革命の勃発
第一節　日本の対応
第二節　列強の動向
第三章　袁世凱の登場と日本
第一節　袁世凱の登場
第二節　日本の対袁交渉
第三節　日本の対英交渉……以上前号
第四章　南北和平会議　…以下本号
第一節　官革協商
第二節　講和会議（政体問題と日本）
第五章　対清外交に対する国内の批判
第一節　政府の弁明と反対党の批判
第二節　日英同盟への疑問と袁への不信
第六章　共和政府の成立
第一節　南京臨時政府の成立
第二節　清帝退位と袁の臨時大総統就任
結　語

第四章　南北和平会議

第一節　官革協商

前章で若干触れたように、一九一一年十一月下旬から袁世凱とジョルダン公使との間に、官革協商への歩が踏み出されていたのであつた。日本政府および伊集院公使がこのことを知つたのは十一月二十八日漢口の松村総領事が同地の米国総領事からその旨を聞いての本国宛報告によつてであつた。[1] 内田外相は早速伊集院公使に訓令して、英国斡旋の官革休戦交渉[2]に関して駐清英公使より打合せがないのは遺憾であるとして、日英協調の必要を申入れるよう訓令した。[3] これに対し伊集院がジョルダンに問いただしたところ、ジョルダンは「漢口の英国租界に一時非常に飛弾があり、危険と損害が少からず、よつて漢口の英国総領事（Goffe）をして黎元洪に休戦のことを交渉させたのに起因するものである。そして黎元洪から十五日間休戦のことを袁に取次方依頼があつたので、自分がこれを袁に取次いだのである……」[4]と不得要領に談話し、在日英大使マクドナルドも内田外相に確答は避けたのであつた。

しかしここで伊集院が袁からの使者に迎えられるという事態が発生する。すなわち十二月二日、袁世凱は北京の日本公使館付武官坂西（利八郎）中佐の来訪を求め、内密の懇談として「事局の鎮定は容易に期し難く漸次各地の秩序紊乱に赴き追々外人の殺害等の事故も発生して来た。このまゝでは外国の干渉は到底免がれることは出来ない。現に漢口における英国総領事の居中斡旋の措置のごときもその端緒を啓いたものと見られ、憂慮に堪えないところである。外国の干渉を避けるには一日も早く各地を平定しなくてはならないのだが、南方と妥協を遂げるにも交渉を行う中心がなく、またそのような交渉を試みようにも清国人は到底信任してこれに当らせることは不可能である。ついてはこの際日本人の手を経て革命軍の重立つたものの意向を聞き、進んで日本人をして協商の任に当らせる方法でも講ずるほかない」と申し出た。これに対し坂西中佐が右の件はさておき、軍費その他財政について困つているようであるがどうかと質問したところ、袁は「この件についてもなんとも策の施しようがない」と本件についても坂西に謀つてくれるように懇嘱した。また同時に袁は「日本一国だけで居中調停に当り得るものならば最も妙案として希望する所であるが、公然のこととなればこれによつて直ちに他の外国の干渉を

招致することになる」と歎いてみせた。[5] 後から見ればこれは袁が日本が清国に対してどの程度まで策を施すつもりか、その能力と真意を探る言葉であつた。しかし伊集院はこの申し出を正面から受取り、第一の件に関しては確実な日本人を武昌等に派遣して革命軍側の意向を探り、このようにして袁に日本を漸次信頼させるようにし、第二の財政の件についてもしかるべく考案してほしい、と日本政府に電訓している。[6]

これに対し内田外相は十二月四日「袁の申し出は対英申し出の趣旨にも合致するものであり、日本政府は出来る限り居中調停の任に当つて事局を収拾する労をとることを辞さないが、袁の真意を突止められたい」として次の四点を指摘した。

㈠ 袁は英国総領事の斡旋を外国干渉の端緒云々というが、今迄の所接受した電報によれば斡旋は袁自身の希望によるものではないか、袁が英国側に向つて斡旋を依頼したのは日英の関係に顧みて異存を唱えるものではないが、袁が一方では英国に斡旋を求めて、日本に向つてはこれを外国干渉の端緒云々と告げて調停の尽力を請うということは矛盾することであり、今後各国間の離間中傷等が盛んになることであるから事の真相を確かめることが必要である

㈡ もし袁が英国側の斡旋をその真意に副わないものであるとし、是非共日本の手によつて公然でなく調停を遂げることを欲する場合、日本は政府でなく個人を調停に従事させるにせよ大きい責任を負担することになるから、これに対する清国側の決意を必要とする。すなわち、日本の手によつて調停が成立した場合、これに必ず承認を与え、日本の体面を損するような行動に出ないとの言明を得ること

㈢ 日本はすでに英国と交渉を開始しているが、この方針のわく内で今回の調停も行われるべきであり、清国政府は立憲主義を遵守して諸上諭の実行を計り、また官革双方の関係者はすべて罪に問わず、将来もこれを迫害するような措置に出ない決意があるか確めること

㈣ 英国に対しては同盟の関係と将来の行懸りに照らして内協議を遂げることを要するから、清国においてもこの点に関してあらかじめこれを諒承しておくことが必要である。また袁が内話した財政策については、清国が日本に信頼する決意が確かなら、その方法はある。日本独力では困難であつても日本の仲介によつて資を欧米に仰ぐ方法もあるから、清国はこの際窮乏の余りいかがわしい資本家に借款を求めることをしないよう、清国政府にとり最も必要なのは前記の決意を定むることであることを説示すること[7]

しかし袁は旬日を出ないうちにこの申し出を取消して来たのであつた。ここで注意すべきは、袁がすでに英国（特にジョルダン公使）と十分諒解済みである上に日本の野心を忖度しているのに対し、日本がこのことを已然理解しないのみならず、英国にこの件を通報するといつた愚を冒していることである。袁は日本に清国援助の力なしとみてとつて日本軽視の態度に変ずる。これは次の動きが示すようである。

漢口では十二月二日英国総領事立合いの下に革命軍黎元洪、官軍馮国璋の間に三日間の休戦条約が締結された。そして同九日更に十五日間の休戦延長が更訂され、しかもこの日北京の講和代表として全権大臣唐紹儀等一行三十三名はすでに特別列車で北京を出発して漢口に赴いていたのであつた（漢口到着は同十一日）。これらの件について伊集院は全く何も知らされず輩桟敷に置かれたのであつた。ここではじめて内田外相は伊集院に対し、前記申し出の取消しおよび〃信頼すべき清国人〃がないとしながら唐紹儀を調停の任に当らせる等意外とするとして、『今ニ於テ貴官ノ申出方ノ当否ヲ論ズルハ無益ニ属スト雖此際特ニ貴官ノ御考慮ヲ促カシタキハ袁ノ我ニ対スル態度ヲ探究スルノ一事ナリトス』とし、また摂政王廃位の件と唐紹儀派遣の件を英国公使には内話しながら伊集院に通報しないのも甚だ面白くないとして『袁ノ真意ノ在ル所甚了解ニ苦ムモノアリ若シ袁ニシテ内実我ヲ疎外スルノ意ヲ有シ単ニ我ヲ利用シ若ハ我ヲ操縦セントスルモノナルカ如キアルニ於テハ我ニ於テモ亦之ニ応スル義ナル……』[8]と直接袁にその真意を問いただすよう訓令を発したのであつた。伊集院は「英国公使の態度があいまいであるから自分（伊集院）と密接な連絡を保つよう英本国へ申し入れを行うよう」内田外相に申請したりしているが[9]、英国公使が官革協商に関し斡旋した旨十二月八日に告げると、手ばなしで日本は同盟国英国のすることに異議はないと述べる等[10]、袁とジョルダンに翻弄されて後手々々と廻つていたのであつた。伊集院がいかに情勢の適確な判断に欠けていたかは次の内田外相宛電報が示すようである。「彼（袁世凱―筆者）ニ対スル我措置トシテハ要スルニ我モ彼ニ甘ンジテ利用セラレツヽ実ハ夫レ以上ニ我ニ於テ彼ヲ利用センコトヲ期スル外ナシ……袁世凱ニ対スル我態度トシテハ暫ラク傍観無干

渉ノ姿勢ヲ取リ之ニ依リ彼ヲシテ却テ薄気味悪ク感セシメツヽ徐ロニ握ムベキ機会ノ到来ヲ待ツコトニ致スコト我ニ取リ最得策ナリ……」[11]。そして前述のように英国に対して、日本政府においては官革協商の結果を待つて協議したいとの意見に異存はないとの態度をとつたのであつた。

しかし伊集院公使の接触範囲が北京周辺に限られ、ともすれば大局を見誤りがちなのにようやく気付いた内田外相は、外務省から特に松井（慶四郎）参事官を清国に派遣し、内田・伊集院間の意思の疎通をはかることとした。松井の役目は伊集院を後援し清朝を支持すべく交渉することであつた[12]。同時に内田外相は外務省の法律顧問であつたデニスン（Denison）を上海に送り革命軍の指導者たちと交渉させることになつた。デニスンの役目は「日本の革命軍支持を約し、南清共和国を北京に承認させ、実際にはその成立した共和国を日本が支配してその境界内にある鉄道・鉱山利権を独占しようとするものであつた」[13]という。しかしデニスンの申し入れは革命軍に全く拒否されて失敗に終つたのであつた。

このように同盟国英国に一歩先んじられた日本はどう動いたであろうか。袁の真意追求は勿論として、日本が当面働きかけたのはロシアとアメリカであつた。そして一日も早く上昇した英国の地位に追い付き、また出来れば同等の地位を獲得したいと考えたのであつた。そこで英国が四国借款団（英・米・独・仏）を通じて清国の財政を援助するとの提議に「是恰モ日露両国ヲ除外シテ清国ノ大事ヲ料理セントスルカ如クニ思ハレ」[14]ると抗議を行い、駐露本野大使に訓令して、ロシア首相から「此ノ際清国ノ借款ニ付テハ日露両国ハ是非トモ協議ニ加ハル権利ヲ留保」する必要があるとの談話を取付けたのであつた[15]。

一方アメリカに対しては、十二月十八日埴原（正直）代理大使を通じて大略次のように申し入れた。「現在清国における紛争の根本的争点は、君主制を選ぶか共和制を選ぶかに在る。しかし日本政府の見解によれば、清国のような国において共和政体を採用することは最も困難であるのみならず、たとえ共和制を採用したとしてもその政体を運用する準備があるとは信じられない。殊に革命軍側の実状が前述のようなものであるとすれば、その任に堪えないのである。しかし他方において清

朝の無力であることも最早争えないところであつて、旧制の下でその権威を回復し清国を統治させることはこれまた実行不能である。したがつて日本政府の見解によれば、清国現下の事態に適応する最善の方法は、名儀上清朝の治下（reign）に事実上は漢人が統治（rule）する制度を樹て、一方において漢人の権利を適当に尊重し、他方において満人の専断的威力を抑制し、同時に共和制のような実行不可能な思想を排斥するにあると思う。幸い摂政が遵守を誓約した新憲法が発布されている。これは不完全ではあるが時局を救う助となるのである。よつて右の方針の下に紛争を調停することが今日の清国にとつて極めて賢明なようである。このような事情であるから、日本政府は一方において清朝に右の方針を受入れてその治政を維持するのが賢明であることを覚らせると同時に、他方革命軍に共和国を樹立することは実行性がないのみならずこのような計画は清帝国の存立と清国人の福祉に危険があることを理解させ、両者を妥協させることが至当であると思うのである。そして当分の間その妥協の条件（すなわち清朝の存続と漢人の地位尊重）を遵守させる保障は、清国に重大利益を有する列強の協調に委ねようとするものである。以上は日本政府の清国時局観であるが、以上についての米国政府の見解を通知されることを要望する。[16]」

この申し入れに対して、米国政府は十二月二十一日埴原代理大使に回答したが、政体問題には触れず、しばらく形勢を観望するのがよいとし、厳正中立および中立政策は堅持するとのことであつた。すなわち日本の意見には暗に反対の態度を示したのである。[17]

（1）在漢口松村総領事より内田外相宛電報十一月二十八日発八四号（機密）
（2）英国の斡旋については British Parliamentary Papers, China No. 1 (1912), p. 52. 張国淦「辛亥革命史料」二八二―二八三頁
（3）内田外相より在英山座臨時代理大使宛電報十一月三十日発三三号
（4）在清伊集院公使より内田外相宛電報十一月三十日発六一一号
（5）在清伊集院公使より内田外相宛電報十二月三日発六二四号

(6) 同右
(7) 内田外相より在清伊集院公使宛電報十二月四日発三四七号
(8) 内田外相より在清伊集院公使宛電報十二月八日発三六一号
(9) 在清伊集院公使より内田外相宛電報十二月六日発六四〇号
(10) 在清伊集院公使より内田外相宛電報十二月八日発六四八号
(11) 在清伊集院公使より内田外相宛電報十二月十一日発六六三号
(12) 黒竜会編『日支交渉外史』下巻一五頁、A. M. Pooley, "Japan's Foreign Policies," p. 66
(13) ibid., pp. 66-67
(14) 内田外相より在英山座代理大使宛電報十二月十日発二一四号
(15) 在露本野大使より内田外相宛電報十二月十三日発一七五号
(16) The Japanese Chargé d'Affaires at Washington to the Secretary of State, Washington (Undated) (Foreign Relations of the United States, 1912, pp. 56-57)
(17) The Secretary of State to the Japanese Chargé d'Affaires, Washington, December 21, 1911 (ibid., pp. 57-58)

第二節　講和会議（政体問題と日本）

前節で述べたように、北方の講和会議代表唐紹儀等一行は、十二月九日北京を出発して同十一日漢口に到着した。しかし「上海の集団が中央政府の主導権を握ろうと漢口での会議開催に強く反対したため」[1] 間もなく会議地が上海に変更されたので、更に一行は十四日漢口を出発して十七日に上海に到着したのであつた。そして翌十八日から上海共同租界南京路タウンホールにおいて講和会議が開催されることになつた。北方側の代表は、唐紹儀、楊士琦、厳修以下各省代表各一名宛、南方側代表は、伍廷芳、温宗堯、王寵恵、鈕永建、汪兆銘以下数名であつた。

講和会議は十二月二十八日の第一回を皮切りに五回にわたつて開催されたが、第二回会議（十二月二十日）において南方側代表伍廷芳ははじめて政体問題を議題に提出した。すなわち「満洲朝廷の無能および失政は到底国家の将来を托するに足り

ないことを表明したもので、この際清廷はその位を退き、新たに人民の意思に基づく共和政体を樹立し、各省代表者の選挙による大総統を選任し、漢満回蔵蒙の五族相共に自由平等の幸福を享けること」を言明したのである。[2] 政体問題はここにはじめて清国内部で公式に取り上げられたのであつた。君主政体を存続すべきか、共和政体を採用すべきかは清国内部の最大の問題であつた。と同時に清国に関係ある諸国が政体問題についていかに対処したかは重大である。なんとなれば、後述する借款問題とならんでこのような具体的問題に対する列強の態度こそ列強がその不干渉政策、厳正中立を文字通り実行したか否かの試金石となるものであるからである。

清国内部において、北方側が君主制の存続に、また南方側が共和制の採用に対して、列強がそれぞれ同情と援助を与えてくれることを望んでいたのは容易に想像し得ることであつた。しかし政体問題の決定に当つて外力に頼ることは、不当の干渉を招く原因になることは官革双方の指導者のよく知るところであつた。袁世凱はたくみにこれを自己の勢力の伸長に利用している。すなわち、革命軍に対しては「外国に援助を求めることは干渉の因を為す」とし、列強には「南北どちらを援助するにせよ、援助する列強に対する排外運動が反対の陣営から起るのは自明の理である」としたのであつた。[3] そして列強にその余地を与えなかつたのはやはりその手腕によるものであろう。

列強のうち、政体問題で一番貧乏くじを引いたのは日本であつた。日本は、英国に先んじられ、米国には話相手にされずそつぽを向かれ、清国人自身が希望しなくなつてさえ最も積極的に君主立憲制を支持し、この実現に異常なまでに執着して失敗したのである。この過程をやや詳細に次に述べることにする。英国および袁世凱が、共和制によつて事態を収拾しようと意図していることが日本の耳にはじめて伝わつたのは、十二月二十日のことであつた。[4] この日上海の有吉総領事を訪問したロンドンタイムス特派員モリソン（Morrison）が時局に関する談話中、結局解決の途は「袁世凱を大統領とする外なし云々」と語つたことがこれであつた。[5]

上海の空気が共和制賛成に変りつつあるの報を受けた伊集院公使は、北京にあるジョルダン公使の意向を知ることを望んでいたところ、翌二十一日ジョルダンは伊集院を訪れ、次のような重大な提案を行つたのであつた。「満朝ヲ存続シテ妥協成立ヲ期スルコトハ殆ント望ナキカ如シ之ニ対シ如何ノ措置セハ可ナルヘキ『モリソン』ノ説ノ如ク袁世凱ヲ大統領トシテ兎モ角一時ヲ収ムル案ハ如何」。その理由としては、この際立憲君主制で収拾されればそれに過ぎるものはないが、現在のところ革命軍側が納得しないことは明白である。妥協不成立と共和国の「二害悪内ニ就キ選択ヲ為ス」外ないであろう……というものであつた。伊集院は「共和制が清国に不適で清国内を大混乱に落し入れる害悪と、多少革命軍の反感は買つてもこれを予防するためにある程度の危機を侵す害悪と、どちらを選択するかは自明の理である」と反対した。しかしジョルダンは「英国は中清・南清に貿易上の重大な利害関係を持つから、南方側の主張感情を無視して君主立憲を押付けるような措置は執り得ないし、またモリソン等により袁世凱大統領案のようなものが本国新聞宛に打電されている場合はなおのことである」といつて譲らなかつた。[6] 結局両者相譲らぬまま、直接日英両国の政府間で協議決定するほかないとのことで終つたのであるが、とにかくここに唐紹儀（唐は十二月二十日の第二回講和会議の席上で伍廷芳の提案に原則的には賛成した）[7] とジョルダンという君主立憲制を固執すると思われた二人によつて、共和制・袁世凱大統領案が前面に押し出されたのであつた。

このような英国公使の態度変更の裏には何があつたのであろうか。平川清風氏の次の見方は大体その要をつかんでいると思われる。

革命起るや在支英人の態度は自ら二途に岐かれた。一は北京外交官の態度であり、一は南方における商業家、操觚者、宣教師等の態度である。前者は最初の間は厳正中立の名の下に何程か君主立憲制維持に傾き後者は徹頭徹尾共和政体の樹立に同情した。英外相グレーは当時の駐米大使たりしブライスに訓電して「英本国の支那に対する意向は唯だ支那に於ける英国民の生命、財産、商業の安固を保持するの外何等其政体の如何に関して考ふる所なき旨」米政府に進達せしめたが、此の態度は同時に北京における英国官憲の態度に外ならなか

つた。然るに南方に於ては必ずしも同一態度ではない。上海を中心とする南方一帯の商業家、操觚者、及び内地到る所に散在する宣教師等は一様に革命軍に同情を表し、且つ北京外交団が動もすれば君主立憲制を主張する袁世凱を援助せんとするに反対の意を表した。シカモ南方の此輿論は何日の間にか北方に於ける英国官憲の態度に影響を及ぼし、中にも倫敦タイムス特派員モリソンの新支那に対する同情的論調は特に北京に於ける英国官憲の態度を変ずるに最も有力であつたらしい。且つ上海商務総会や其他の有力なる団体が依然として北方政府援助に反対して居るので英国公使は今更ら厳正中立一点張りの立場を保つことが出来なくなつた。……之を要するに北京に於ける英国官憲は今や積極的に袁を中心とする共和樹立援助に傾いて来た。由来在支英人の支那に対する態度としては、苟も直接其商業に影響を来さざる限りに於ては、支那の内的政争や党派の軋轢に深入りせざるを常として居る。如何に内乱に勃発しやうとも其取引の安全に保障さへ立てば不関焉の態度をとるを原則として居る。然るに今では革命の勃発によりて長江一帯のみならず香港天津等に於ける取引さへ打撃を受けた。さりとて今更ら革命軍の絶滅は到底期すべくもない。況んや南方の輿論は翕然として革命軍に集つて居る以上、之と反対の方針を定むのは愚である。英国官憲の態度が俄然一変し来つたのも決して無理からぬことであると思ふ。彼は当初自国の利権維持の為めに君主立憲に傾き、後に至つて同じく自国の利権維持の為に共和政体幇助に傾いた訳である。[8]

なおこれより先、日、英、米、独、仏、露の六国公使は十二月十五日会議を開き、ロシアの提案を採用して、[9] 官革双方の代表者に平和回復の必要に関し注意を喚起すべく通牒を発することに決定し、同二十日六国の上海領事から双方の使節に手交された。その大要は次のようである。「六国政府は、清国目下の騒乱の継続は本国を危くするのみならず、外国人の利益と安全を危くすると考える。故に従来執つて来た厳正中立の態度を厳守し、官革両委員に目下の争乱を中止する必要を非公式に警告するのは義務であると信ずる」。[10] この列強の共同勧告は、「争乱を早く収めることを列国が望んだことにおいて、重要であり非常な影響を持つた」[11] のであつた。

さて、ジョルダン公使と唐紹儀の共和制・袁大統領による収拾への転向について報告を受けた内田外相は、すぐさま三方面へ働きかけた。第一は英国、第二は袁世凱、第三は唐紹儀である。まず英国に対しては、十二月二十二日、山座代理大使

宛に訓令して英国の公式態度を探ることを命じた。その際日本政府の袁大統領に対する考えは、㈠袁が各方面の反感を顧みず大統領の任に就くことを承諾するか否か不明である、㈡もし承諾した場合でも、清廷および満人が袁の就任を黙認することはないであろう、㈢革命軍における反袁感情も劇甚なものがあり、その大統領としての永続性は疑わしい、以上であるが英国はどう考えるか。また日英両国に露・米・独・仏を加えて六国で内議を開く時期が到達している感があることを述べて、英国外相の意見を知りたいというものであつた。[12]

次に袁世凱に対しては、同じく十二月二十二日、伊集院が袁と会談した際、唐全権の挙措が理解に苦しむことを追求した。すなわち唐はあくまで君主立憲を主張しなければならない立場にありながら、必ずしも共和政体に反対するものではないと伍廷芳に洩し[13]、更に松井参事官に向つて自分は元来共和論者であると明言した趣である。[14]「既ニ斯ル思想ヲ抱キ居レル唐紹怡ヲシテ尚且使命ヲ果シ得ヘキモノト信シ居ラルルヤ」との伊集院の難詰に対し、袁は、唐の言葉が真意とすれば上海到着後周囲の革命的空気に伝染したものと察せられる、自分としては「最初ヨリ君主立憲ノ断行ヲ期シ上ハ皇帝ニ誓ヒ下ハ国民ニ宣布シ又一方ニハ各国公使ニ此ノ意ヲ告ケテ同情ヲ求メ着々目的ノ遂行ニ努メ」て来た、幸いに各国公使中就中日英両国公使は進んで自分の主義に賛同の意を表して出来る限りの援助を与える旨言明され、自分もそれに力を得て万難を排して最後の目的を達する決心をした次第である。しかるに講和会議は成功の見込がなく、またここに最も憂うべき新事実は英国の方針が変更になつたことである。「斯クナル以上ハ恃ム所ハ只一ニ貴国（日本―筆者）ノミナル処万一貴国ニシテ英国ト同様ノ態度ニ出テ（マヽ）ラル、トキハ自分ニ於テハ万策茲ニ尽キ闘ハントスレハ軍費無ク退カントスレハ身ヲ容ル、ニ余地ナシ……」として「貴国ノ趣旨ハ如何矢張従前ノ通好意ト主義ヲ有シ居ラル、ヤ」と反問した。伊集院が日本は君主立憲主義をあくまで援助すると答えると、袁はその旨を上海の唐、伍両代表に明言してほしいと申し出、かつ自分（袁）に具体的援助を与えよと要求したのであつた。[15]

第三の上海の唐紹儀に対しては、松井参事官を通じて働きかけた。しかし十二月二十二日、松井に会見した唐は「日本トシテモ外国ニ対シ其ノ政体迄モ指図スルハ実ニ謂ナシト思考ス今ヤ河南モ革命派トナリ山東直隷亦何時革命派トナルヘキヤモ計リ難ク国民ノ輿論共和トナレルニ際シ之ヲ無視シテ依然満洲朝廷ヲ援助セラレントスルハ自分ノ理解ニ苦シム所ナリ」[16]と攻撃した。

英国の態度がほぼ共和賛成に傾き、袁が具体的援助を求め、唐までが日本の態度を攻撃するに至つて、日本はここに今一度その対清政策を検討する必要に迫られたのであつた。

以上三方面への働きかけと併行して、内田外相は十二月二十二日の閣議に清国の政体問題を議題に上程し、政府の方針を問うた。この閣議の模様は原敬日記によれば次のようである。

閣議、内田外相より清国事件を報告し、英国は君主立憲の勧告を捨て共和政治となるも清人の自由に任かすべき内意を申越したり、依て一応君主立憲の前説を英国政府に申込ましめ夫れが行はれざるときは日本に於て英国に同意すべしと云ふに付、余は君主立憲は最良の政体なりとするも、時局を解決するには最良の方法にあらず、何となれば君主立憲は革命党の同意せざる所にて、上海に於ける談判は不調に終るの外なければなり、故に一応英国に申込む事に強て異議なきも、此主義は之を放棄するを得策とすと述べ、石本陸相始め閣僚異議なく之に決せり。[17]

すなわち閣議では立憲君主制による収拾をあつさり放棄したのである。それにもかかわらず内田外相は「本件ニ関シテハ最早帝国政府ニ於テ最後ノ決心ヲナスヘキ時期ニ達セリト認ムルヲ以テ明日（十二月二十四日―筆者）午後三時ヨリ元老会議ヲ開キ協議ヲ遂クル筈ナリ帝国政府既定ノ方針ハ固ヨリ何等変更ヲ来スコトナシト思考スト雖委細ノ義ハ同会議終了ノ上ニテ申進スヘシ……」[18]と伊集院公使宛に電報を発している。内田のこのような態度の裏には元老、特に山県有朋の強い圧力があつたと考えられ、閣僚の中から元老の容喙に対する強い不満の声が出ている。[19]翌十二月二十四日元老会議が開催されるが、

この日の日記に内田は次のように記している。

九時桂公を三田に訪ひ清国事件を談ず。午後二時半西園寺侯を訪ひ、桂公と会見始末報告。三時元老会議を開く、六時散会。山県公、桂公、大山公、松方侯、西園寺侯、山本伯、斎藤海相、石本陸相来会。井上侯不参。[20]

この三時間にわたる元老会議の討論の模様を知ることは出来ないが、得た結論は当初の方針通り日英同盟を基礎とする趣旨によつて再び英国と協議した上で方針を決定することになり、英国からの返答が来るまでは袁が従来の態度を維持し局面の破裂を防ぐようとりあえず袁に回答するよう訓令している。[21]

東京で元老会議が開催された十二月二十四日、北京においては慶親王が袁の宅で会談したいと伊集院に伝えていた。午後四時に訪れた伊集院に対し、慶親王と袁世凱は「国民議会で政体を議決する案」を示して右決議に至る迄の間休戦を継続することに決心した旨伝え、その趣旨により起草した唐宛の電訓案を提示してこれに同意を求めたのであつた。これに対し伊集院は、内田外相の訓令（十二月二十三日付）もあり、一両日唐代表への発訓を見合わすことを勧告して、[22]この会見は終つた。

一方日本国内でも、十二月二十五日午後三時英国大使が内田外相を訪れ、在清日英両国公使と慶親王および袁世凱との会見顛末を語つた。この談話に対する内田の考えは次のようであつた。㈠日英両国が唐への電訓案に対し承認を与えることは、あたかも両国が国民議会により政体を決定する主義を勧めることとなり、米、露、仏、独諸国を除外して清国に関する重大問題を専断する嫌あるを免かれない、㈡国民議会において政体を議決する時は、遂に共和政体の採用となることは殆んど疑いないが、その結果、満、蒙、西蔵等は漢人の共和政治の下にあることを好まず、終に分離して他の強国に隷属するに至るやを保し難く、このままでは清国の領土保全主義は破れて清国本土の分裂も亦免れないであろう。これは両国政府の大いに考慮しなければならない点である。また一個の私見として内田は「一応革命軍に対して立憲君主制の採用に依る時局収拾の最も得策であることを説いて、この基礎の上に立つて官革の協商をなすことを勧告することが適当の措置であろうと考

える。もし英国政府がこれに同意ならば、他の四国も勧誘して六強国から無形の圧力を加えて時局解決の途を開くこと可然」と述べた。[23] 英国大使は早速本国に報告すべく答え、また二十五日山座代理大使を通じてグレー外相に伝えられたのであつたが、同外相代理のラングレー外務次官はこの意見には賛成でないことを明らかにした。[24]

十二月二十六日、日本が頼む英国は遂にジョルダン公使に訓令して、英国としては政体の如何を問わず統一した政府の出現を希望する方針を伝え、[25] 山座代理大使にも政体問題に関して圧迫を加えることは、たとえ列国共同を以つてしても考慮を要すると日本の主張に不同意の回答を与えた。[26] ここに至り、内田外相も事態の推移を静観する旨英国に伝え、[27] 国民議会による政体の決定を注視することになつたのであつた。

十二月二十六日午後五時来訪した伊集院に対し、袁は「忌憚ナク申サハ貴国政府ハ君主立憲ヲ賛成シ（ママ）我方ニ能フ限リノ援助ヲ与フヘシトノ旨ヲ伝ヘラレタルハ実ニ十二月十七日ニシテ爾来刻々ノ変化ト四囲ノ状況ハ遅滞ナク之ヲ貴官ニ通シ政府ヘノ転達ヲ請ヒ置ケルニ付貴国政府ニ於テハ其ノ今日アルヘキヲ疾クヨリ予想シ居ラルヘキ筈ニテ決シテ今更ノ出来事ニアラス然ルニ時局困難ノ極点ニ達セル今日当ニ援助ヲ与ヘラルヘキ時機ニ於テ尚且主義方針ノミヲ繰返ヘサレ何等実際ノ援助ヲ与ヘラルヘキ機会ニ到達セスト言フニ至リテハ自分モ聊カ意外ニ感スル所ナリ……」[28] と日本を非難することによつて、自分は已むを得ず国会による政体決定案を承認し、その結果共和制に転換するというジェスチャーを見せたのである。[29] それでは、袁世凱が共和制に賛成し、自らが大統領となることを志したのはいつからであつたであろうか。これを把握し得なかつたため、日本の外交政策は転換の時機を誤り、袁の術中に陥つたのは既述の通りである。これは各人によつて見方の異なるところであり、また「袁の真髄は全ゆる情況を自分の目的のため十分に利用する才能にある」[30] といわれるところから、情況の刻々の変化が袁の心中にどう作用したかは知るべくもないが、既に河南を出廬する時からであつたとする説もある。[31]

十二月二十八日、清朝は上諭を発して臨時国会によつて政体を公決に附すこととした。上海の唐紹儀も翌二十九日伍廷芳

との間に「開国民会議、解決国体問題、従多数取決、決定両方均須依従」等四条件を締結した。[32] 上海会議の進行する間、他方革命軍の間では臨時大総統選挙、臨時政府組織の問題が発展していた。そして一九一二年一月一日、帰国した孫文を臨時大総統、黎元洪を副総統として南京臨時政府の成立を見たのであつた。

(1) 黎澍『辛亥革命前後的中国政治』六九頁
(2) 観渡廬編『南北議和史料』(『辛亥革命』(六)七六—七八頁所収)、前掲黎澍七一頁、Jerome Ch'en, "Yuan Shih K'ai, 1859-1916," p. 112. なお政体問題の提出を第一回会議(十二月十八日)とするものもある(例えば張国淦『辛亥革命史料』二九頁)が誤りであろう。
(3) 在清伊集院公使より内田外相宛電報十二月十二日発六六八号(極秘至急)。吉野作造、加藤繁『支那革命史』四一四—四一五頁
(4) 在上海有吉総領事より内田外相宛電報十二月二十日発四二九号
(5) 同右
(6) 在清伊集院公使より内田外相宛電報十二月二十二日発七一八号
(7) 前掲観渡廬(『辛亥革命』(六) 七六頁
(8) 平川清風『支那共和史』一二三—一二六頁
(9) John Gilbert Reid, "The Manchu Abdication and the Powers," p. 267.
(10) 前掲張国淦二九一頁、前掲黎澍七〇頁
(11) Thomas F. Millard, "Our Eastern Question," p. 34.
(12) 内田外相より在英山座臨時代理大使宛電報十二月二十二日発二二八号
(13) 註(7)参照
(14) 在清伊集院公使より内田外相宛電報十二月二十二日発七二〇号(大至急)
(15) 本段の袁と伊集院との問答は前註電報中にある。
(16) 在上海有吉総領事より内田外相宛電報十二月二十二日発四三六号
(17) 原奎一郎編『原敬日記』第四巻四二〇—四二一頁
(18) 内田外相より在清伊集院公使宛電報十二月二十三日発四〇三号
(19) 原敬日記明治四十四年(一九一一年)十二月二十六日付に「……閣議に出席せり、内田より清国情況を報告し、又西園寺より元老を集めて相談せりとて、其結果飽まで英国と協同し英国が清国共和となるも干渉せざる方針なるにより之に同意する事となし、伊集院に其旨訓令する事

となせり。元老会議は開らかざる積なりしに西園寺又忘却して元老会議を開らきたるものと見ゆ、又々容喙の端を啓きたるなり」（傍点筆者）（前掲『原敬日記』第五巻一〇頁）とある。

(20) 『未定稿内田康哉伝』（外務省所蔵）

(21) 内田外相より在清伊集院公使宛電報十二月二十四日発四〇五号

(22) 在清伊集院公使より内田外相宛電報十二月二十五日発七二七号。同じ相談を受けたジョルダン公使は勿論賛成している（同七二六号）。

(23) 鹿島守之助『日英外交史』三四四―三四五頁

(24) 在英山座臨時代理大使より内田外相宛電報十二月二十五日発二六二号

(25) British Parliamentary Papers, China, No. 1, 1912, p. 120. なおこの訓令の政体の如何を問わないという語句には "We desire to see a strong and united China under whatever form of government the Chinese people wish" が用いられている。

(26) 前掲鹿島三四五―三四六頁

(27) 内田外相より在英山座臨時代理大使宛電報十二月二十七日発二四一号

(28) 在清伊集院公使より内田外相宛電報十二月二十七日発七三八号

(29) 吉野作造博士も「彼（袁のこと―筆者註）は何処までも北方を支持せんとする外国使臣の手前、最後まで『予は飽まで君主立憲主義を以て終始するものなり』と宣明せざるを得かつた。而して清朝を押し除ける新形勢を作り出すに利されたのは日本である。蓋し当時日本は、一部の偏狭なる意見に動されて、北方清朝を支持するの方針を取つて深入りし過ぎた。袁が最後に君主主義の支持の為めに実際的の援助を与へられんことを乞ふに及び、日本は流石に躊躇して確答に窮した。袁乃ち之に乗じて予は何処までも君主立憲で行く積りであつたが、日本が兼ての約束に従つて必要なる助力を与へて呉れぬと宣明し、如何にも日本に売られた結果、已むなく共和に賛成せざるを得ないといふ様な風に取り繕った。之で外国人に対する手前は訳もなく取り繕はれた」（吉野作造『中国革命史論』吉野作造博士民主主義論集第七巻、五八―五九頁）としている。

(30) Ch'en, op. cit., p. 126.

(31) 前掲吉野、加藤二九七―二九八頁

(32) 前掲張国淦二九四頁、前掲黎澍七一頁

第五章　対清外交に対する国内の批判

第一節　政府の弁明と反対党の批判

すでに前章において述べたように、日本の対清外交が無惨な失敗に終つたことは明瞭となつて来たが、一九一二年（明治四十五年）一月に入ると日本国内にもその失敗を追求する声が高まつて来た。[1] 折から第二十八議会が召集され（一九一一年十二月二十日）、西園寺内閣は外交方針をはじめとしてその施政方針を内外に表明することを迫られるが、本議会における対清外交に関する演説、質問、答弁およびこれらに対する新聞雑誌論調を中心に国内の反応を追うこととする。

まず西園寺首相は、一月二十三日の貴族院本会議における施政方針演説中、清国事変について「隣邦目下の騒乱は諸国と均しく憂慮に堪へざる所なり政府は東亜の大局に鑑み速に秩序の回復に至らむことを切望すると共に常に時局の推移に注意し苟も必要なる措置を執るに於て遺漏なからむことを期す」[2] と述べ、また内田外相は外交方針演説において次のように述べている。

我隣邦清国に於きまする擾乱は帝国政府の甚だ痛心に堪へざる所であります。帝国政府は帝国の清国に於て有する政治上及経済上の重大なる利害関係に顧みまして速に秩序の回復を見るに至らんことを切望致しまして是が為同国に利害関係を有する諸国との間に意見を交換し禍害の未だ甚だ大ならざるに先ち和平の解決を為すことに尽力致しました。即ち英吉利と倶に官革両者の協商に対し好意的斡旋の労を取り更に又英吉利、露西亜、亜米利加、仏蘭西、独逸の五ヶ国と倶に官革双方の代表者に対して平和回復の必要に関し注意を喚起する所があつたのであります。帝国竝に他列国の是等の努力に拘らず清国の状勢未だ和平の途に進まざるの有様に在ることは甚だ遺憾に堪へざる次第であります。帝国政府は今後尚引続き事態の発展に注視致しまして東洋平和の確保に努めますることを怠らざるは勿論同時に清国政府及其国民に於ても大局を顧み速に擾乱を収め和平を計るに至らんことを切望して居る次第であります。[3]

両大臣の演説は以上のように具体的方針を打出したものではなかつたが、[4]政友会内部に清国問題を表面に出したくない気持があつたのは事実であつた。第二十八議会開催にあたつて、一月二十日政友会は大会を開き、西園寺総裁以下約三百名が出席し、その際宣言書を討議したが、清国問題をそれに織込むことは止めたのであつた。[5]

同じ一月二十日、国民党も大会を開催して宣言書を発表したが、その中で清国問題について次のように痛烈に批判している。

支那の内乱発せしより既に数月彼国との通商は非常の影響を受け日に帝国の利益を毀損するにも拘らず何等匡救の道を講ぜず偶々手を下さんとすれば彼国多数民心の向ふ所に反し旋りて復た其の手を縮め帝国の威信を失墜せるもの挙げて言ふ可からず且つ其禍乱の長大なる所延いて彼国の領土を危殆にし併せて東洋の平和を攪乱せんとするの虞あるに際し逡巡躊躇して其頽勢に委す是れ日英同盟の精神を一空ならしむるものに非ずして何ぞや[6]

同大会における犬養毅、大石正巳両氏の演説も声を大にして政府を攻撃している。犬養の演説の要旨は次のようである。

議会開会前渡清するにつき、首相、外相と面談したが、[7]自分の意見と政府当局者との間には著しい差があつた。大統領となつた孫文は日本を追われたものであり、今回事を挙げた革命党の多くはかつて東京在留当時罪人扱いされたものである。政府が長く昨非を悟らないのは遺憾である。火のない処に煙は立たず、袁伍談判電報中に日本干渉云々の文字のあるのを見ても明らかである。或る者は日本政府は北部では清朝を南部では革命軍を助け、両軍を疲弊せしめて蟠蚌の利を占むる野心に非ずやといつている。[8]なお孫のもつとも憂うところは列国の中華民国承認、殊に日本が承認するや否やである。「失敗せる我外交当局は他国に後るゝ事なく承認を与へん事を望む」[9]

このように施政方針演説の前から、政府側は受身に立ち、逆に反対党は攻撃の鉾先を研いで待機していたのであつた。野党の質問は㈠日本政府の革命に対する態度、㈡不干渉政策、㈢休戦と講和の斡旋、の三つの点に集中された。以下日を追つて議会における質問、それに対する当局の答弁を掲げることにする。まず施政方針演説の行われた一月二十三日、衆議院の

竹内正志議員は日本の態度について質問し、内田外相は次のように答えている。

日本政府は此の支那事件の発生以来一日も速に此の時局の収まらんことを切望した次第であります。即ち我国是たる清国問題に対しましては常に各国と相約束したる領土保全と云ふことを主眼に置きどうか此の領土保全に累を及ぼさない様にと思ひまして一日も早く時局の収まらんことを切望した次第であります。故に清国に於ける我人民の生命財産に危害を及ぼすが如きことがありまして自衛の途を講ぜざるを得ない様な点に立到らざる限り帝国政府は官革双方に対し厳正中立の態度を執つて是迄来た積りであります。故に支那の騒乱は支那の騒乱であつて日本の争乱ではない。此の騒乱が東洋の騒乱にならぬ様にと心配した次第でありますからして夫故に列国とも協議致したのであるが列国も矢張同じ様な考へを以て之に対して居た次第であります。故に英吉利と斡旋のことを致し又他の五個国とも早く時局を収める様にと致した次第であります。(10)

また日本政府の不干渉政策に関しても、同日同じ衆議院において大石正巳議員の質問に対して次のように説明している。

日本は何を尽力したかと云ふことでありますが之に付ては尽力したいけれども向ふが嫌がるのに尽力する訳もありませぬ。又官革双方ともに自ら国事を議せんとして居る話でありますから余り差入りますと干渉がましくなります。是はよく〳〵向うの希望であつて且つ尽力した結果好き結果を生ずると云ふ見込がない限りは致さぬことにして居ります(中略)。之れから官革の間に立つてなぜ日本が卒先してやらないかと云ふ御話がありましたが是も先刻申した通り好んで此の中に立障りたくない話であります。(同感と叫ぶ者あり)愈々中に立ちます時には夫れ丈けの決心がなくてはならぬ話であります。唯今の所では支那のことは支那の人をして料理せしめよ。唯我好意の尽され得べき所があれば進んで尽したいと云ふことに過ぎない話であります……(11)

このように問題の核心に触れずに逃げる内田外相に対し、立憲国民党党主犬養毅は、一月二十六日の衆議院予算委員会においてその対清政策の失敗を徹底的に追求したのであつた。その模様の詳細が当時の新聞(明治四十五年一月二十七日付『時事新報』)に「対清外交問答」として掲載されているので、少し冗長のきらいはあるが次にかかげる。

対清外交問答

犬養氏　第一、清国に対する領土保全の主義は今日尚ほ之を保持しつゝあるか、第二、政府は官革両軍に対し好意的の尽力を尽したりと聞く所謂好意的尽力には一種の主義換言すれば或種の政体を強要するの意を含みたるには非ざるか而して其効果如何并に今日も尚ほ其主義を継続しつつあるや否や

と開口先づ敵の塁を突けり

内田外相　我国の清国に対する領土保全の主義は終始一貫変る所なし清国の騒乱は延いて東洋の平和を乱すべきを恐れ彼の日英同盟条約により清国問題に就ては互に腹蔵なく意見を交換することゝなり居るを以て最初より英国と協議の末両国より好意を以て斡旋することゝなり意を官革両軍に致せり然るに当時の状況は尚ほ未だ此好意を貫徹するの機会に接せずして唯だ単に休戦条約の事業に就き意を通ぜるに過ぎず頗る遺憾に堪へざる所なるも若し将来相当の機会だに来らば労を惜まず斡旋する考なり而して好意的斡旋とは領土保全の主義を貫徹し一日も早く騒乱の戡定せんことを望むに外ならず

犬養氏　好意的尽力と云ふ間には同国に一の政体を強ひんとする意思を以て之に臨みたることなきや否や蓋し其事たる袁世凱より唐紹怡に電報し唐亦た之を伍廷芳に致し斯くて革命軍全般に知れ渡りたる事実にして既に公然の事実なれば今に及んで当局が之を秘するの必要なかるべし願くは誠実なる答弁を得たし虚偽は神聖なる議会の容れざる所なり

と敦囲き語気稍や荒し

内田外相　政府は具体的に或政体を以て妥協せよと迫りたることなし勿論当初に於て即ち今を距る一ヶ月乃至二ヶ月前清国資政院は彼の信条十九ヶ条を議せることあり而して袁世凱は各国公使の意見を叩きし際我伊集院公使も該十九ヶ条の信条を基礎として妥協の整ふことなればとの意見を袁世凱に致したるならんと思ふとは日清両当局の間に往々有り得ることにして畢竟公使だけの意見を述べたるに過ぎざれば政府としては之に対して責任を負ふ能はず

と遁ぐれば犬養氏は躍気となり

犬養氏　余に対して外務大臣は左様な答が出来ない筈と思ふ領土保全の主義が今日に於て破られつゝあることは掩ふべからざる事実なり昨日陸軍大臣の十二師団の動員令に対する答弁に形勢は時々刻々変化しつゝあれば将来に於ては場合により出兵することあるべしと答へ

たり思ふに形勢は決して時々刻々変化しつゝあるに非ず変化しつゝあるは唯単に小波瀾に過ぎざるなり若し我居留民を保護せんとするならば現時派遣せる兵員を以て十分なり何の必要ありて更に十二師団の出兵を動かさんとするか又若し果して出兵の必要ありとせば之れによりて領土保全は打破られつゝありと推せらるゝにあらずや而も日本の出兵は露国の外蒙古に対する態度と何等かの連絡あるが如く聞ゆるにあらずや苟も斯る言辞が一国為政の大臣の口より出づるが如きは不謹慎も亦甚しと云はざるべからず

と攻撃益々急なり

内田外相　予の考ふる処によれば陸軍大臣の答弁は現在の処にては出兵の必要なし然れども将来在留民の身体財産を保護する為めには或は現在の派遣兵にては不足を感ずる場合なきにしもあらざるを以て夫れに応ずるだけの兵を出す必要ある場合は予算の協賛を求むる筈なりと聞けり決して之が為めに領土保全の主義を破壊するが如きことなし

犬養氏　清国の騒乱は我国に至大の関係を有するが故に之に対しては一定不変の方針なかるべからざる筈なり而も政府の立てたる方針は一週間以内に変更されつゝあるにあらずや現に其事たる外相自身の最もよく承知せる所ならん現政府は一定の主義を以て彼に臨之を以て騒乱を鎮定し得べしと信じたる事ならん外務大臣は最早自白の必要ありと思ふ而も其方針が何時迄継続されたるか一週時を出でずして変更したるにはあらざるか有体に申さるべし従来斯く〳〵の方針を取りたるも這は誤りなり今後は其誤を再びせざるべしと言明すれば可なり

攻撃の鋒先益々鋭くして外相亦如何ともするに由なく遂に犬養氏との会見談を以て暫く氏の鋭鋒を避けんとせり

内田外相　曾て犬養氏が清国に行かるゝに就き同氏は清国に於て非常の関係を有し殊に氏の革命軍と至大の関係を持てるを以て余より求め氏に会見したり其時清国の形勢斯くなれば斯くすべしと唯だ懇親の間柄に於て予の私見を述べたるに過ぎず[12]

と外相の形勢益々非なり野田委員長遂に秘密会を宣し相互の応答爰に一段落を告げたり時に午前十一時

秘密会に入りてよりの模様を聞くに犬養氏は日本政府の外交方針が一時立憲君主政体を強要せんとするにありたるも間もなく此方針を変更するに至りたるものなりと確信せり若し今後に於ても此の如く外交方針に動揺を来すが如きことありては対清策上甚だ遺憾なるが故に既往の事実を明かにすると共に将来に於て以上の如き誤りを再びせざることを望むとの意味にて問を発したるも政府は既往のことに就て

は何等の答ふ所なく唯だ領土保全の主義は決して破らざることを言明したるに止まり又石本陸相よりは出兵のことに関し現在各地に於ける派遣隊の兵数を明かにし今後形勢の変化に依りては現在の兵数にて不足を生ずることあるべきを以て左様場合には更に増派せざるべからざることあるべしと云ふ意味を述べたるなり[13]（傍点原文のまゝ）

さらに翌日の一月二十七日には衆議院予算委員会において大石正巳議員は西園寺首相を追求した[14]。

清国の騒乱に対する日本政府の態度は屢次動揺したる事実あり前日本会議に於ける一議員の質問（犬養毅のこと―筆者）に対し内田外相の答弁する処を聞くに支那の擾乱は日本の擾乱に非ずなど放言されたり然れども清国の事変は我国の安危に関する所極めて重大且つ密接なり現に我国民の生命財産並に貿易は大なる障害を受けつつあるに非ずや更に延いては列国の干渉分割の端を発するなきを保せず又露国の外蒙古に於ける行動は決して軽々に看過し去るべからず是等の大事に対し我政体に一定の方針なきは清国の紛乱を甚だしからしむること是より大なるはなし官革両軍の間に日本人の戦いつゝあるは何事ぞ又一時君主立憲制に依りて一方に左袒せんとしたる結果官革両軍猜疑の標的となしたるは何事ぞ余が此問題を喋々するは予算の編成にも其痕跡を留むるが如く一種閣外の勢力（元老のことであろう―筆者）の圧迫に依りて政府の方針に動揺を来したるの事実を認め斯の如き圧迫を将来に絶たんことを欲するが故のみ

これに対して西園寺首相は、

支那の事変に対しては政府は始より方針を変更したることなく即ち終始一貫厳正中立の態度を保ちつつあり之に就ては世間に色々の評判又は離間中傷等あるべきが政府は其事の極めて重大且つ憂慮すべきを認むるが故に日夜心配し領土保全を破らず隣国の交誼を保ち我国の利権をも失はぬ様日夜肝胆を砕きつゝあり[15]

と答弁している。

また休戦および講和については、衆議院議員竹内正志外五十一名の提出による明治四十五年二月一日附質問書第二項に「政府は我同盟国に機先を制せられて外交上の機宜を誤りたる事実なきや」とあるのに対し、政府は二月六日「帝国政府は英国との同盟関係に鑑み特に同国政府との間に十分なる意思の疎通あり従つて同国政府との間に何等意思の杆格を生じたる

が如きことなし」[16]と答弁している。これに対し竹内議員は更に次のように質問している。「この支那の大動乱に付て第一に斡旋尽力せねばならぬ、中心となつて尽力せねばならぬ所の現内閣はどうであるか。総理大臣は必要の措置を取ると云ふことに付て機宜を誤らぬと云ふことを断言されて居るが吾々はそうでないと思ふ。現に英吉利はやつて居る。日本が英吉利に交渉して日英同盟もあるからと云つて一緒に提携して此の問題に付て尽力しやうではないかと云ふことを現内閣が言込んだ時分に英吉利は疾くにやつて居た。日本に相談せずして独力にてやつて居たと云ふことは今日隠れもない事実である。是れは如何であるか。総理大臣の言はれたことが本当であるならば斯ふ云ふ英吉利のやうな同盟国に出し抜かれるやうなことはない筈である……」[17]。

政体問題については、三月に入つてからでさえ、衆議院議員柴四朗外五十一名の提出による質問書の第一に「我北京駐在の伊集院公使は清帝退位まで君主立憲主義を固執せりと聞く。事実如何」とあるのに対し、三月七日内田外相は相変らず次のように答弁している。

第一問に付ては政府は初より清国の政体問題には不干渉の態度を取つて来まして伊集院公使は其の訓令に従つて行動致した次第であります。今日清国に於きまして義和団事変以来清国の朝野の人々が能く外国人に向つて色々の説を聞くことがあります。是れは殆んど北京に於て常に起る事柄になつて居ります。故に信条十九ヶ条の発布されました頃にも官となく民となく各国の公使を廻つて色々の意見も求めたことがあります。此の時は我伊集院公使のみならず多くの公使は信条十九ヶ条を発布して早く騒乱を治めるやうにしたら宜からうと云ふやうな意見を述べたことがある。即ち日英協同して居中斡旋の労を取り若くは列国公使と倶に官革両方の代表者に対して早く協定したら宜からうと云ふ忠告を致しましたときは明言は致しませぬけれども矢張其の辺の所で妥協したら宜からうと云ふ意味は含まれて居たと云つて差支ないと思ひます[18]。

以上のように野党の急追にもかかわらず、政府は遂にその失敗を認めなかつたのであるが、このような政府の不誠実な態

度については民間からも激しい非難が浴せられている。また西園寺首相、内田外相とともに今回の責任者の一人である伊集院公使を無能呼ばわりする声が出て来たのは当然であつた。[19]

（1）国内の批判が高まつて来たことについては原敬も心配して、明治四十五年一月十二日付の日記に「……内田より清国の情況に付報告ありしが、対清問題は西園寺と内田にて引受け処置し居る次第にて閣僚は深く此問題に立入らざる実況なるが、西園寺は例の通りにて到底十分なる解決を得べしとも思はれず、又世間の批評も追々無能を唱ふる様子なるに付、革命軍に対して今少しく進んで援助的関係をなすの政策を取るべく、……」（前掲『原敬日記』第五巻二一頁）と書いている。

（2）『時事新報』明治四十五年一月二十四日付

（3）田村幸策『最近支那外交史』上一二〇頁

（4）内田外相の外交方針演説に対して翌日（明治四十五年一月二十四日）の『時事新報』社説は次のようである。「内田外相の外交演説は列国との交態関係を形式一偏に述べたるのみ所謂月並の言辞にして別に取立てゝ評す可きものなし唯だ清国の擾乱に対し帝国の執りたる措置及び之に関する列国との交渉に就ては或は内外の間に疑惑を挾むもの少なからざる折から此の機会に於て多少は外相の弁明に聞く所あらんと期したるに単に『同国に利害関係を有する諸国との間に意見を交換し禍害の未だ大ならざるに先立ち和平の解決を為すに尽力し英国と共に官革両者の協商に対し好意的に斡旋の労を取り更に又英露米仏独の五国と共に官革双方の代表者に対し平和回復の必要に注意を喚起する所ありたるに拘らず清国の状勢未だ和平の途に進まざるの有様なるは遺憾に堪へざる次第なり』とのみに過ぎざるは甚だ物足らぬ心地せざるを得ず事態の発展測り知る可からざるの今日将来の事は言明を憚る所ある可しと雖も列国と如何なる意見を交換したるか将た英国と共に官革両者の協商に斡旋の労を執りたる顚末の如きは既に過去の事実として之を示すも敢て差支えある可からず殊に世間の疑惑ある此際其疑惑を解くの好機会なりしにその顚末に言及せざりしは遺憾なりと云ふ可し隣国事態の成行に対しては官民共に注意を怠る可からざる中にも我輩は今後当局の措置に呉れ〴〵も遺算なからんことを切望するものなり」

（5）『東京朝日新聞』明治四十五年一月二十一日付。なお一月二十日の政友会大会で宣言書に清国問題を加えるべきだとの修正動議が、日向輝武より出たが、結局少数でも否定されたという（同紙）。このように政友会内部にも清国問題と正面から取組むべきだとの主張もあつたのである。

（6）『東京朝日新聞』明治四十五年一月二十一日付

（7）この清国行は、犬養が語つたところによると次のようである。『……その年の秋（四十四年）いよ〳〵行く（中国に）ことにしたが、行く以上は、その前に政府の対華方針といふものを聴いておけば、何かに都合がいゝと思つて時の首相西園寺さんの許に出かけて「政府はどうしても中国に共和政治を行はせない方針であるか」と聞いて見ると、「そんなことはない、隣国がどういふ政体になろうと日本の関する限りではな

い。然しこれは外務大臣もゐることだから、内田にも相談して返事しませう」と至極訳のわかつた話。さうすると二三日してから内田から会ひ度いといつて来た。行つて見ると、西園寺さんの話とはガラリと変つて、「支那に共和政治が行はれるやうになつては甚だ困る。日本は極力これには反対する積りで、場合によつては武力を用ゐても、君主政体を維持させる考へである。この方針は南方革命党の領袖にも通じてもらひたい」と途方もないことをいふ。そこで我輩が「冗談いふもんぢやない、そんな馬鹿な伝言が革命党に出来るものか、もう一度考へ直してはどうか」と忠告して見たけれど聴かぬ。聴かぬはずだ、内田は山県から押へられて、動きのとれぬやうになつてゐたんだ。……』（東京朝日新聞政治部編『その頃を語る』二九七―二九八頁所載、犬養毅〝思ひ起す第一革命の頃〟）

(8) 王芸生も「日本対華一貫政策、為煽動内乱、破壊中国之統一。清末之排満革命、日本実援助之、助款済械、歴有年所。然彼非同情中国革命、其真正目的、係欲中国長久分裂、自相残殺、彼可坐収漁人之利。在辛亥革命時、日本一面援助孫黄、一面又幫助満清反抗民党、而彼於首鼠両端之際、各取得其操縦与干渉之代償焉」。（前掲中国史学会主編『辛亥革命』㈥四八八頁）と書いている。

(9) 『東京朝日新聞』明治四十五年一月二十一日付

(10) 前掲田村一〇五―一〇六頁

(11) 同右一〇六―一〇七頁、『未定稿内田康哉伝』（外務省所蔵）

(12) 註(7)参照

(13) ブーレイも本会議が犬養の追求により傍聴禁止になつたことを大きく取上げて次のように書いている。"The proceedings in the Diet on January 26th between Viscount Uchida and Mr. Inukai contained some very piquant revelations as to the Government's method of utilizing the Chinese trouble, and it is a pity that just at the psychological moment when the revelations were becoming sensational the Chairman of Committees ordered the discussion to be continued in camera."（A. M. Pooley, "Japan's Foreign Policies," p. 68）

(14) ブランドは"Mr. Oishi attacked in the Diet the Government's policy in China."として質問の内容を詳細に載せている（J. O. P. Bland, "Recent Events and Present Politics in China," p. 368）。

(15) 『時事新報』明治四十五年一月二十七日付

(16) 前掲田村一二六頁

(17) 同右一二六頁

(18) 同右一五四頁

(19) 伊集院公使に対する批判を表わしたものとして『中央公論』第二十七年第二号（明治四十五年二月）の「伊集院公使論」がある。大隈重信、三宅雄二郎、田川大吉郎等数氏が伊集院を批評している。

第二節　日英同盟への疑問と袁への不信

対内的に政府の方針に対する批判が高まるとともに、対外的には同盟国英国の独走に対して日英同盟の存在への疑問と、日本を操つた袁世凱への不信が大きくクローズアップされて来た。まず英国については、英国今回の態度が日本が隔意なく同調しようとしなかつたことに基因するとの見方から一歩進んで、英国そのもの、云い換えれば日英同盟の存在がむしろ有害であるとの論調が表明され始めたのである。プーレイはその例として次の三紙のそれを挙げている。

日英同盟は昨年（一九一一年―筆者）七月改訂されたとき、あらゆる実際的な目的を終了した。それは最早中国領土の保全に対して何らの保証とならない。その権益が脅かされた場合、日本と英国が協同動作を全くとらないなら、いかなる手段もない。英国は最早同盟の本義に忠実ではなく、日本政府は日英同盟が生きるために必要な手段であるか否かについて十分考慮しなければならない[1]（『大阪毎日』明治四十五年一月十八日付）

現在まで長い間日英間の感情は急激な変化を経験して来た。その感情が日露戦争前と異ることは隠すまでもないことである。関税改正の場合は日本側からの譲歩によつて友好的感情が保たれた。同盟条約の再改訂は友好的感情を真のものから名目だけの価値にしてしまつた。こゝで英露の友好関係が注視されるべきである。辛亥革命時の英国の行動は同盟の本義に誠実ではなかつた。英国の政策は揚子江の利権の確保に向けられ全く自分本位であり、これらの権利が維持されている間は清国の領土保全や、清国における日本の利権の保護についてわずらわされる必要はないのである[2]（『東京日日新聞』明治四十五年一月十八日付）（前掲『大阪毎日』およびこの『東京日日新聞』について、筆者は現物紙を閲覧出来なかつたので、以上二つの論説についてはプーレイの原著よりここに訳出した）

大和民族は、世界に於ける民族中、殆んど孤立孤行の民族也。親類もなければ、縁者もなし、云はば天地の一閑客のみ。……翻つて我が当局者を見れば、彼等は日英同盟を後生大事に崇事し、只だ英国の後塵を望んで動かんとするが如し。然も吾人の所見によれば、日英同盟は、過般の改訂にて既に脱魂し来れり。今日の日英同盟は、云はば蟬の脱殻のみ。其の外貌は依然たるも、其の精神は疾くに去れり。……相手に異存なき限りは、何時迄も之を保持するに於て、苦情なきも、さりとて対清政策を挙げて、英国の嚮導に一任するが如き

は、頗る不安心の事と云はざるを得ず。……英国は既に領土の多くに苦しみつつあり、我帝国の如きは、僅かに立脚の地を、朝鮮半島に得たるに過ぎず。……而して我帝国の如きは、果して英国の御付合を為さねばならぬ必要ある乎。英国の最も憂とするは独逸也。而して埃及に於て、波斯に於て、印度に於て、英国の手は殆んど離る能はざる也。知らず何を以て懸軍万里の清国に向ふの余裕あらんや。若し帝国の対清政策にして、自ら発意し、自ら活動することなくんば、如何なる機会も、只だ見逃すことなかる可し。吾人は此の一点に就て、特に国論に訴へんと欲す[3]（『国民新聞』明治四十五年二月四日付、徳富蘇峯「孤憤」より）

また徳富等とは立場を全く異にする北一輝もその著『支那革命外史』において次のように述べている。

不肖は支那保全主義と日英同盟が絶対的に両立する能はざることを信ずるものなり。而して支那の革命によりて支那自らの力を以て領土の保全を主張せんとするの日は、当然に両立せざる日英同盟は日本及び支那の一撃によりて破却さるべきことを信ずるものなり……[4]

次に袁世凱に対する不信は、その出廬当時から〝警戒すべき人物〟、〝権謀術策家〟として見る見方も多かつただけに（第三章第一節）、一層すさまじいものがあつた。一々その例を挙げるまでもなく、伊集院公使が帰国に際して「清国における日本への嫌悪と日本外交の失敗は日本の新聞の大総統（袁世凱―筆者）に対する激しい攻撃に帰せられる」と語つた[5]ということから十分窺うことが出来よう。

（1）A. M. Pooley, "Japan's Foreign Policies," p. 70.

（2）ibid., p. 70. ジューコフ監修、江口朴郎、野原四郎日本版監修『極東国際政治史』上二九一頁

（3）『国民新聞』は、日英同盟は必要であるとしても、中国の『革命の気運』をイギリスの手にそのままのこしておいてやることはできない、と煽動的な調子でかいた。それにつづけて、イギリスは多くの植民地をもつているが、日本は朝鮮一つ『だけ』であると書いている（なぜか、台湾、南樺太、千島列島はわすれられている）。イギリスは、世界のほかの部分で充分ことをおこなつている。日本はイギリスとは独立に、中国で自分の事業をおこなわねばならない。」（前掲ジューコフ二九一頁）

なおプーレイは『国民新聞』をわざわざ「桂の創立にかゝる新聞」（"This paper was the organ of the late Prince Katsura"）（Pooley, op. cit., p. 71）と断つている。

（4）北一輝『支那革命外史』一八四頁

（5）Pooley, op. cit., p. 71.

第六章　共和政府の成立

第一節　南京臨時政府の成立

第四章で述べたように、一九一二年一月一日南京に臨時政府の成立を見た。一方上海の講和会議においては、唐紹儀代表は十二月三十日、三十一日の第四回および第五回会議において伍廷芳との間に、政体問題を決定する国民会議開催の要件を決定したのであつた。袁はこの決定は越権行為であるとして、一月一日唐を辞職せしめ、翌一月二日伍廷芳に対し「先由本大臣与貴代表直接往返電商」と申し出、ここに電報による袁・伍直接談判が開始されたのであつた。[1] 袁世凱・伍廷芳間の電報による応酬は「唐が辞職以前に決定した条項は有効であるか否か」、「停戦延期」、「国民議会が政体を決定する以前に南京政府が成立したことの可否」等であつた。この間袁は「武力を用いて南京政府を脅迫し、北洋軍の将段祺瑞、姜桂題、倪嗣沖等四十二人に密令して、孫文の臨時大総統就任の日、連名で君主立憲の維持を主張する電報を送らせ『もし少数意見で共和政体を採用するなら、死を以つて抵抗する』と威嚇し、談判は殆んど決裂に至つた。……袁の意図は本談判の途上においてその地位を強化することであつた。すなわち南京政府が総統の地位を譲る誠意を見せれば、その方針を緩和するというのであつた。袁は南京政府が財政難で戦争の継続を避ける形勢を利用し、袁の直接交渉に移つてからは、談判は形式だけとなつて停頓し、背後の秘密協商が却つて行われるに至つたのである」。[2]

一方「列国は国民議会が最終的に政体を決定するか、または官革どちら側かが勝利者となるまで傍観者たらんとした」[3]のであつた。イギリスはタイムスのモリソン特派員のスクープによつて一月十日には「清帝の決定による共和」を既に見抜いていた。[4] このような状況にあつて日本はどう対処したであろうか。袁世凱に裏切られ、英国に後塵を拝するに至つた日本に

残された手段は、直接ロシアと図つて満洲方面へ進出するか、南京に成立した臨時政府に取入つて揚子江以南の利権を獲得し、英国の利権にいくらかでも食い込みを策することであつた。まず満洲方面に対しては、一月十六日の閣議において、日露間の南北満洲分界線延長および内蒙古分割協定について、在露本野大使に訓令してロシアと接衝を開始させることを決定した。(5)

この閣議の前々日の一月十四日、山県有朋は「清国ノ情勢ニ付帝国政府ノ採ルベキ攻略ノ概要手記」を石本陸相に送り、外相と協議することを望んでいる。その要旨は「南北協商は破裂の情勢にあるから、日本政府は満洲租借地と鉄道保護の関係上満洲に出兵するの好機であるとし、出兵の議に一決した場合はロシアと充分打合せを行う必要があり、出兵後の外交政策と行政については細心の注意を払い、情勢に応じて臨機応変の処置を採ること」というものであつた。(6) 山県の意向は一個師団か二個師団の満洲出兵を希望したのであつたが、政府は単にロシアの意向を探るに止めた。ここに年が明けてからも、元老の政府の方針に対する容喙が已然として続くのが知られる。ロシア外相が日本の関外鉄道独力保全について異議がないと語り、(7) 前年（一九一一年）十一月に英国も原則的には了解しているところから、(8)「関外鉄道保全を名とする日本の南満出兵への外交的準備は着々と整えられ」(9)て行つた。

ドイツはかねてから日本の行動に疑惑を持ち、「日本が清国を分割しようとする試みは列強の利権獲得となり、やがて世界戦争を惹起する」(10)とすら考えていた。よつて、右の様な日本の動向を察知したドイツは、一月二十五日駐米ドイツ大使に訓令して、「日本の満洲への軍事行動を牽制する意味で、米国政府が中国への不干渉政策および列国強調の線を維持する声明を出すよう」申入れた。(11) 米国はこれに対し二月三日ドイツの書翰に答えるという意味で、「現在の中国の情勢は列国の干渉を必要としない」旨を強調した対中国政策を発表し、列国にも通牒した。(12) この通告のみが日本の軍事行動を阻止したとはいえないにしても、相当の効果があつたのは事実のようである。(13)

次に揚子江方面への進出については、動乱勃発当初から民間人の手によつて行われて来たが、[14] 政府自らがこれに着手することを決意したのは、南京に臨時政府が成立してからであつた。[15] 革命軍への資金供与は借款という形がとられ、担保として招商局、蘇省鉄路公司、漢冶萍公司の三つが挙げられ、大倉組、三井物産を通じて行われた。そして各々契約が成立し、南方の権益獲得が成功するかに見えたが、二月十二日、清帝退位の上諭が下り時局は新局面を迎えるのである。

(1) 張国淦『辛亥革命史料』二九六頁
(2) 黎澍『辛亥革命前後的中国政治』七二頁
(3) John Gilbert Reid, "The Manchu Abdication and the Powers," p. 271
(4) Jerome Ch'en, "Yuan Shih K'ai, 1859-1916," p. 128
(5) 外務省編纂『日本外交年表竝主要文書』上三五九―三六一頁
(6) 山県有朋文書一〇番（国立国会図書館憲政資料室所蔵）
(7) 在露本野大使より内田外相宛電報明治四十五年一月十九日発一六号
(8) 第二章第一節註(29)参照
(9) 臼井勝美『辛亥革命―日本の対応』（『日本外交史研究・大正時代』所収）
(10) Reid, op. cit., p. 277
(11) Die Grosse Politik der Europäischen Kabinette, 32 band, SS. 251-252. 田村幸策『最近支那外交史』上一一五―一一六頁
(12) Foreign Relations of the United States, 1912, pp. 63-64. 前掲田村一一三―一一五頁
(13) 例えば「米国政府は右書翰の写を主要関係列強に送致し各国政府の賛同を博し殊に日本は即時軍事上の準備を中止した」（傍点筆者）とある（Die Grosse Politik, a. a. O. SS. 257-258）。
(14) 第二章第一節註(7)参照
(15) 原敬日記明治四十五年一月十二日付には「……我に於ても此際東三省に対して相当の援助をなすべき時機と思ふに付篤と廟議を尽すべしと云ひたれば、松田法相、斎藤海相等も余の説に同意して大に其必要を説きたり、……」とある。また政府自らが動いた証拠として「一月一〇日、外相官邸で、内田外相を始め大蔵次官、高橋日銀総裁や三井・三菱・台湾・正金・第一の諸銀行及び大倉喜八郎、門野重九郎が出席して、蘇省鉄路公司借款に関する会議が開かれた……」（前掲臼井論文）ことが挙げられる。

第二節　清帝退位と袁の臨時大総統就任

袁世凱と伍廷芳による直接電報談判については前節で触れたが、一月十三日伍は南方代表の地位を辞し、以後の談判は袁と孫文との間に同じく電報で行われることとなつた。本電報談判は同月二十二日、孫文から袁に通達された五ヵ条の最後通達を以て協約が成立するのであるが、この「一月十三日から同二十二日にかけては、退位問題の推移上実に注目すべき期間」[1]であつた。まず清廷は大勢動かすべからずと見て、一月十七、十八、十九日の三日間連日にわたつて三回の御前会議を開催し、共和の諾否について討論した。皇族載濤、載洵等は良弼、鉄良等と宗社党を組織し、共和絶対反対を唱え、「北京の情況は異常な混乱の中に投げ込まれた」[2]のであつた。一月二十二日孫文が袁世凱に送つた通達の内容は次のようであつた。「㈠袁が清廷に対し優待条件を附してその退位を勧告すること、㈡同時に袁は政見を宣布し絶対共和主義に賛成すること、㈢外交団を保証人として清帝退位を確めた後、辞職を行う、㈣参議院は袁を挙げて臨時大総統とする、㈤袁は大総統に選ばれた後は、参議院所定の憲法を守ることを誓い、然る後事権を接受すべきこと」[3]。

一方裏面において、袁は清帝退位工作を着々と強化して行つた。その第一が、宗社党の良弼の暗殺（一月二十六日）であり、第二が「わずか三週間前には『死を以つても共和に反対』の通知を送つた段祺瑞等四十余人による『共和政体採用』の要求」[4]（一月二十七日）であり、第三が列国の利用による官革双方への威嚇であつた。今この第三について少しく見ることとする。袁が伊集院公使に対し、自分はあくまで君主制に賛成であるが、現在の状態では如何ともなし難い、日本が果して実力に訴えても清朝を援助する決心があるか再三問いただしたことは第四章において詳述したところであるが、日本にその決意がないのを見た袁は、これを清帝退位に次のように利用したのである。まず南京臨時政府に向つては、日本は清廷を援助する意思があり、南北の紛争に乗じて中国を侵略するものだとして、速かに北方と妥協して瓜分の禍を免るべきだと通告し、一方清廷に対しては日本の侵略を云々して、速かに退位を行い、南北の統一を図るべきだと親貴王公に説いたのであつた。[5]

また事実ロシアの外蒙古に対する野心も顕著であり、[6] それによつても南北妥協の傾向は促進されたといわれる。[7]

こうして、追込まれた清朝は二月十二日遂に退位の上諭を発するに至つた。そして袁に全権を委托して共和政府を組織させ、南北統一の方法について革命軍と協議させることとなつた。三百年に及んだ清朝の統治はここに終りを告げたのである。孫文は同十四日臨時大総統の辞表を提出し、翌十五日十七省選出の代表者による臨時大総統選挙が南京の参議院において行われ、満場一致で袁世凱が当選し、同時に首都は南京と決定した。

孫文の妥協によつて革命軍側への進出にも失敗した日本にとつて、残された唯一の手段は、満洲における利益擁護のみとなり、前記二月六日付米国書翰に対し「列国と共同の措置をとることは日本の方針であるが、南満洲における利権擁護のため必要な措置をとるのは日本の責任上避くべからざる」旨二月十二日米・独両政府に申し入れたのであつた。[8] しかしこの満洲利益擁護の懸命な努力にも英国からの牽制が来たのである。二月十六日、マクドナルド駐日英大使は、グレー外相の訓令によつて次のような覚書を内田外相に提出した。「英国が入手した情報によると、満洲において旧清朝王公が東三省総督を動かし、画策を企てているようであるが、袁世凱は清帝退位の際の上諭に依つて満洲をも含んだ南北統一の新共和政府建設の委任を受けたものであるから、この際満洲において分離運動が起るのは中国の領土保全から見て利するところがないのみならず、旧満洲皇室の思召にも背くものである。以上の次第に付、日本もこの見解に同意されて奉天総領事から総督に勧告を与えるよう訓令を発せられたい」。[9]

一方日本は一貫して立憲君主制を主張して来て居り、伊集院公使は一月二十一日に袁と会談した際にも、あくまで共和制には反対であることを通告している有様であつた。[10] その結果、袁の大総統就任後は当然その間隔は深まり、伊集院の立場は全く孤立した。袁の大総統就任後の各国公使館への挨拶廻りにさえ割愛されることとなつた伊集院は、二月十四日「立憲君主制ヲ主張シ来リシ経緯ニ鑑ミ新共和政府承認前ニ召還アリタキ」[11] 旨内田外相に懇請したのであつた。日本政府も同十六日

英国に対し「今回の清国事件について日英間に交渉した事項中には政体問題等公表を欲しないものもあるから、書類公表の前には必ず日本政府の同意を経るよう」[12]申し入れを行う等、対清外交は無惨な姿を呈するに至つたのであつた。かくして内田外相は、新共和政府承認を列国に先がけて行いその信頼を少しでも得ることを提案し、関係列国間の共同行動を強調したが[13]、これも効奏さず、結局日本はここでも列国に追随するの止むなきに至つたのである。

(1) 平川清風『支那共和史』一四二頁
(2) 前掲黎澍七三―七四頁
(3) 同右七四―七五頁
(4) 同右七五頁。前掲張国淦三〇四頁
(5) この事実を物語るものに、一月二十八日伍廷芳が南京の孫文、黄興に送つた電報「頃唐君紹儀送二来段祺瑞電文一如下。三電均悉。某国欲レ漁レ利、又豈止二一某国一。尚有『慫二慂外蒙独立一為二併呑計一者』禍機之変。不レ知二胡底一（中略）孫黄両公。統祈代為改レ意」と二月五日同じく伍が孫黄二人に宛てた電報「頃接二袁内閣巧電一。云。拠二美使館称一。昨夜接二瀋陽電一。有二日本兵一万三千名一。在二奉天大連湾之柳樹屯一登レ岸。云々。請告二外交総長。並関外山東二都督一」がある（吉野作造・加藤繁『支那革命史』四一三―四一四頁）
(6) Reid, op. cit., pp. 281-283
(7) 『梁任公年譜』三六三頁
(8) 内田外相より在英山座代理大使、在清伊集院公使宛電報二月十二日発四二号、三一号
(9) 在本邦英国大使より内田外相宛二月十六日申入れ
(10) 在清伊集院公使より内田外相宛電報一月二十二日発五〇号
(11) 在中国伊集院公使より内田外相宛電報二月十四日発一一六号
(12) 内田外相より在英山座代理大使宛二月十六日発四八号
(13) 新政府承認に関しては、入江啓四郎『辛亥革命と新政府の承認』（「神川先生還暦記念近代日本外交史の研究」所収）に詳しい。

結　語

以上革命勃発から袁の臨時大総統就任までの時期における日本の対清外交を述べて来たわけであるが、ここで明らかとなつたその失敗の原因を今一度振返つてみよう。

まず日本の国内的な面からは、西園寺首相、内田外相をはじめとする政策決定者が清国の情勢判断に対して不明であつたことが挙げられる。最初「事態静観」の態度をとつたのも、この形勢不明から出たものであつた。ここに内田・伊集院の意見の相違が表われ、松井参事官を急遽現地へ派遣するような事態が発生するのである。第二に元老の容喙がある。隣国に共和国が出現するのを恐れるの余り、山県をはじめとする元老が内閣に圧力を加えて立憲君主制の維持を固執せしめたことは、逆に袁の日本に対する立場を強め、日本の政策転換の時期を誤らせ、延いては清国民心に内政干渉の感を与え、日本に悪感を覚えさせるに至つた。第三に外交政策が政党により政争の具とされたことが挙げられよう。国民党をはじめとする野党の政府攻撃が、政府のあいまいな態度と相俟つて、日本外交の醜態を内外に暴露したのは既述した所である。第四には、出先機関すなわち北京の伊集院公使の判断の誤りがある。伊集院の接触範囲が北京中心に限られ、また袁世凱を年来の友人と信じて行動したため、ともすればその情報の蒐集、判断が片寄りがちで、大局を見通す洞察力を欠いたことである。

国外的な面からは、まず袁世凱の権謀術数を指摘することが出来よう。この折の袁に対する不信から、日本の施政者の中に、感情的に四年後の二十一ヵ条要求による復讐が醸成されて行つたと考えるのは誤りであろうか。第二にこれ迄再三指摘して来たように、英国の背信がある。この時日英同盟に置いた過度の信頼が裏切られたことと、三年後に日英同盟を逆に利用して対独参戦を行い、青島に出兵したことと結びつけるのは無理であろうか。

明治末期のわずか五ヵ月間の中国（清国）に対して示される日本の外交政策でさえ、このように多くの問題を含んでいる。

この問題点が、以後の日本外交が日中両国の国内情勢と国際情勢に左右されながら、満洲事変さらには日華事変へ如何に発展して行くか解明するいくつかの手懸りを提供することになれば、筆者の小稿による目的は半ば達せられたといつてよい。

附記　本稿は英　修道教授に提出した修士論文を同教授の御指導の下に書き更めたものである。本稿の作成については同教授に、また資料閲覧の便宜を図られた臼井勝美、今井庄次両氏をはじめとする外務省外交文書室の方々、および国立国会図書館憲政資料室原口宗久氏に感謝の意を表したい。